

処 分 基 準

平成30年1月4日作成

法 令 名： 火薬類取締法
根 拠 条 項： 第17条第3項
処 分 の 概 要： 猟銃用火薬類等の譲渡し又は譲受けの許可の取消し
原権者（委任先）： 東京都公安委員会
法 令 の 定 め： ○ 火薬類取締法 第17条第1項（譲渡又は譲受の許可） 第50条の2第1項（猟銃用火薬類等の特則）
処 分 基 準： 譲渡又は譲受の許可後に生じ、又は許可後に判明した事由により、当該火薬類の譲渡又は譲受に伴い事件、事故等が発生する危険が認められる場合は、引渡し前に限り、許可を取り消すものとする。
問 合 せ 先： 生活安全部生活環境課銃砲刀剣類対策係 電話 03-3581-4321 内線34151
備 考：